

～市内転居にともなう手続きについて～

市内で転居された方については、次の手続きが必要になる場合がありますので、ご自身で該当するものを確認の上、担当窓口にて手続き・お問い合わせ等してください。必要な手続きを行いませんと、手当や医療費助成等が受給できない場合がありますのでご注意ください。

なお、手続きによっては、ご本人確認、マイナンバー(個人番号)確認が必要な場合があります。詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

*「手続きのご案内」をお渡ししている場合は、重複している項目があります。

受付時間 平日8:30～17:00(木曜日のみ20:00まで。ただし、※印の窓口を除きます。)

項目	担当窓口	備考
□ マイナンバー(個人番号)カード	1階④番 市民課	住所変更手続きが必要です。 異動届出の際はカードをお持ちください。
□ 在留カード 特別永住者証明書		住所変更の手続きが必要ですので、在留カード・特別永住者証明書をお持ちください。
□ 青梅市国民健康保険に加入している方	1階④番 市民課	住所変更等が必要になりますので、保険証(資格確認書)をお持ちください。
	1階⑦番 保険年金課	各種認定証をお持ちの方は住所変更等が必要になります。担当窓口へお問い合わせください。
□ 国民年金に加入している方 年金を受給している方	1階⑧番 保険年金課	日本年金機構にマイナンバーが収録されている方は、1～2か月後に住所が変更されます。 年金の受取先金融機関を変更される方は、担当窓口にお問い合わせください。
□ 後期高齢者医療制度に加入している方	1階⑨番 保険年金課	保険証(資格確認書)や各種認定証の住所変更等が必要になります。担当窓口へお問い合わせください。
□ 介護保険証をお持ちの方	1階⑩A番 介護保険課	介護保険証、負担割合証および負担限度額認定証(交付を受けている場合)の記載事項の変更手続き等が必要です。担当窓口へお問い合わせください。
□ 障害者手帳をお持ちの方	1階⑪番 障がい者福祉課	身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方は住所変更の手続きが必要です。
		特別障害者手当や特別児童扶養手当、東京都重度心身障害者手当等、障害に関する手当の受給者は住所変更の手続きが必要です。
		障害福祉サービス、地域生活支援事業、障害児通所支援の受給者証をお持ちの方は、住所変更の手続きが必要です。
□ 各種医療費助成の医療券や受給者証をお持ちの方	1階⑪番 障がい者福祉課	マル障(心身障害者医療費助成)の受給者証をお持ちの方は、住所変更の手続きが必要です。
		マル都医療券(難病、人工透析を必要とする腎不全、血友病、肝炎、小児精神入院助成に関するもの)の住所変更等の手続きが必要です。
		自立支援医療(精神通院および更生医療)受給者証の住所変更の手続きが必要です。
		特定医療費(指定難病)受給者証の住所変更等の手続きが必要です。

項目	担当窓口	備考
□ 各種医療費助成の医療券や受給者証をお持ちの方	健康センター ※健康課	マル都医療券(大気汚染医療助成)の住所変更の手続きが必要です。住民票の写しおよび医療券をお持ちください。
	健康センター ※こども家庭センター	小児慢性特定疾病医療費助成および養育医療給付を受けている方は住所変更が必要になります。詳しくは担当窓口にお問い合わせください。
□ 学童保育所をご利用の方	1階⑫A番 子育て応援課	住所変更の手続きが必要です。
□ お子さんに関する手当や医療費助成を受けている方	1階⑫B番 こども育成課	自立支援医療(育成医療)受給者証の住所変更の手続きが必要です。
		児童手当、児童扶養手当、児童育成手当、マル乳(乳幼児医療費助成)、マル子(義務教育就学児医療費助成)、マル青(高校生等医療費助成)、マル親(ひとり親家庭等医療費助成)の住所変更の手続きが必要です。
		住所変更の手続きが必要です。
□ 保育園・幼稚園をご利用の方		
□ 市税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付の口座振替について	1階⑭番 収納課	市税等の納付について口座振替登録している場合、手続きが必要となることがあります。 原則、一度口座振替登録をすると、変更または取消の依頼書が提出されるまで継続されますので、口座登録の有無、振替口座名義などお問合せください。
□ 125cc以下のバイク・ミニカー・小型特殊自動車をお持ちの方	1階⑮A番 課税課	担当窓口にお問い合わせください。
□ 市立小・中学校に通学している方	3階 ※教育委員会 学務課	学区が変わった場合は、担当窓口で転校または指定校変更の手続きが必要です。
□ 青梅市育英資金		青梅市育英資金を受けている方は担当窓口で手続きが必要です。
□ 加入自治会が変わる方又は新しく自治会へ加入する方	3階 ※市民活動推進課	加入自治会が変わった場合は、新しい自治会をご案内しますので担当窓口までお願いします。
□ 広報おうめ おうめ市議会だより	4階 ※秘書広報課	市内新聞販売店による戸別配布を引き続き希望される方は新住所を、中止される方はその旨を担当窓口へご連絡ください。
□ 净化槽・くみとり式トイレを使用している方	5階 ※清掃リサイクル課	個人管理の浄化槽・くみとり式トイレを使用している住宅へ転居した方やそれらの住宅から転居した方は、浄化槽の使用者変更やくみとりの加入・廃止の手続きが必要となる場合がありますので、担当窓口にお問い合わせください。
□ 市営住宅にお住まいの方	5階 ※住宅課	明渡し、承継または世帯員変更の手続きが必要です。担当窓口にお問合せください。

項目	担当窓口	備考
<input type="checkbox"/> 青梅市墓地公園を使用されている方	5階 ※環境政策課	住所変更の手続きが必要です。担当窓口にお問い合わせください。
<input type="checkbox"/> 犬を飼っている方		飼い犬の住所変更の手続きが必要です。
<input type="checkbox"/> 市内に生産緑地を所有されている方	5階 ※都市計画課	住所変更の手続きが必要です。担当窓口にお問い合わせください。
<input type="checkbox"/> 井戸・簡易水道をご使用の方	6階 ※下水道課	井戸・簡易水道が下水道や公設浄化槽に接続されている場合、世帯人数変更または廃止の手続きが必要です。また、新住所で使い始める場合は開始の手続きが必要です。担当窓口までご連絡ください。
<input type="checkbox"/> 水道の手続き		詳しくは東京都水道局多摩お客さまセンター(0570-091-100または042-548-5110)にお問い合わせください。